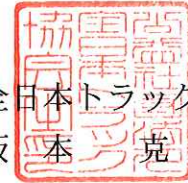




全ト協発第326号(企)
令和元年10月1日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



下請取引適正化推進月間の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年9月25日付文書にて、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官より、毎年11月を下請法の普及・啓発に係る取り組みを集中的に行う「下請取引適正化推進月間」とし、別添実施方針及び講習会受講者募集要領に基づき、公正取引委員会並びに中小企業庁、各経済産業局等において下請取引適正化推進講習会を実施するにあたって、本事業への広報等に関する協力依頼がありました。

つきましては、貴協会の傘下会員事業者に対する周知の程何卒よろしくお願い申し上げます。

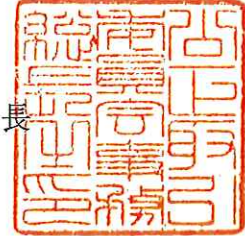
敬具



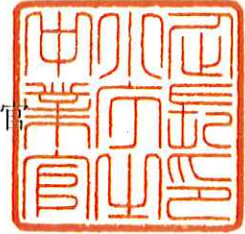
20190806中庁第3号
公取企第36号
令和元年9月25日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

令和元年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う。

記

1 下請取引適正化推進講習会の実施

47都道府県（62会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する（詳細は募集要領を参照。）。

2 各種媒体による広報

新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(1) 政府広報等

経済産業省広報、公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ、新聞（一般紙、業界紙）

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌

3 ポスターの掲示

公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03(3581)3375 (直通)

中小企業庁事業環境部取引課 電話 03(3501)1732 (直通)

令和元年度「下請取引適正化推進講習会」について

(受講者募集要領)

公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、下請取引を行う事業者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

公正取引委員会及び中小企業庁等のホームページ、都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業者に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

(1) 本年度の講習会開催地、開催日時、申込先等は別紙1及び別紙2のとおりとする。

(2) 1事業者当たりの申込人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。

ただし、別紙1及び別紙2の募集定員欄に○印のある開催場所は、1事業者当たりの人数制限はない。

(3) 講習会の対象は、下請法の適用対象となる事業者（物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（※）を業とする事業者）とする。

※ 建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、下請法の適用対象とならない。

(4) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(5) 講習会の参加費は無料とする。

(6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報、講習会業務以外の目的には使用しない。